

維持管理計画書

(1) 処理施設の種類、能力及び方式等

施設の種類	処理の方式（型式等）	処理能力 (t又はm ³ /日)	設置数	処理対象の廃棄物
ごみ焼却施設	旋回流型流動床焼却炉	315t/日	3炉	一般廃棄物(収集可燃ごみ、持ち込み可燃ごみ)

処理工程図	*別図のとおり
-------	---------

(2) 処理施設の位置、構造、維持管理に係る事項

処理に伴い生ずる排ガス・排水に関する事項	排ガス	量	
		処理方法	ボイラ・エコノマイザで冷却され、減温塔では水噴霧で約170℃まで減温します。集じん装置で飛灰の捕集及び前段で消石灰を吹き込み塩化水素ガス等の中和除去を行います。誘引送風機の手前でアンモニア水を投入し混合を行います。除じんされた排ガスは触媒反応塔で窒素酸化物及びダイオキシン類を分解します。
		排出の方法	除じんされた排ガスは触媒反応塔で窒素酸化物及びダイオキシン類を分解した後、煙突から放出します。 排出口の位置及び排出先は設置届出参照
	排水	量	
		処理方法	ごみピット汚水、有機系プラント排水（プラットホーム床洗浄廃水等）はピットでごみ若しくは汚泥と一緒に炉内で燃焼処理します。無機系プラント排水はろ過・pH調整をして、焼却炉・減温塔で噴霧により蒸発処理します。また場内で再利用（飛灰加湿水やプラットホーム床洗浄等）するため凝集沈殿・滅菌処理します。洗車排水はスクリーン処理及び油水分離処理を行います。
		排出の方法	生活排水は直接、洗車排水はスクリーン処理及び油水分離処理を行い下水道放流します。その他のプラント系排水は排出クローズドします。 * 排出口の位置及び排出先は設置届出参照

生活環境への負荷に係る事項	項 目		設計計算上達成することができる数値	周辺地域の生活環境保全のため達成することとした数値	施設稼動後の測定頻度
	大気汚染評価物質	硫黄酸化物	30ppm以下	30ppm以下	6回/年・炉
		ばいじん	0.01g/m ³ N以下	0.01g/m ³ N以下	2回/年・炉
		塩化水素	50ppm以下	50ppm以下	2回/年・炉
		窒素酸化物	50ppm以下	50ppm以下	2回/年・炉
		ダイキソ類	0.05ng-TEQ/m ³ N以下	0.05ng-TEQ/m ³ N以下	1回/年・炉
		カリウム及びその化合物	0.5mg/m ³ N以下	—	—
		塩素	1ppm以下	—	—
		ふっ素、フッ化水素及びフッ化珪素	2.5mg/m ³ N以下	—	—
		鉛及びその化合物	10mg/m ³ N以下	—	—
		アンモニア	50ppm以下	—	—
		シアン化合物	10ppm以下	—	—
		硫化水素	10ppm以下	—	—
	悪臭評価物質	敷地境界臭気指数	15以下	15以下	※
		煙突出口	悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出した臭気指数値以下	1.1×10 ⁸ 以下 (臭気排出強度) 54以下 (臭気指数)	※
	水質汚濁評価物質		工程排水はクローズド		
			洗車排水は公共下水道放流		
	騒 音				※
	6:00～8:00		75デシベル以下	75デシベル以下	
	8:00～18:00		75デシベル以下	75デシベル以下	
	18:00～23:00		75デシベル以下	75デシベル以下	
	23:00～6:00		65デシベル以下	65デシベル以下	

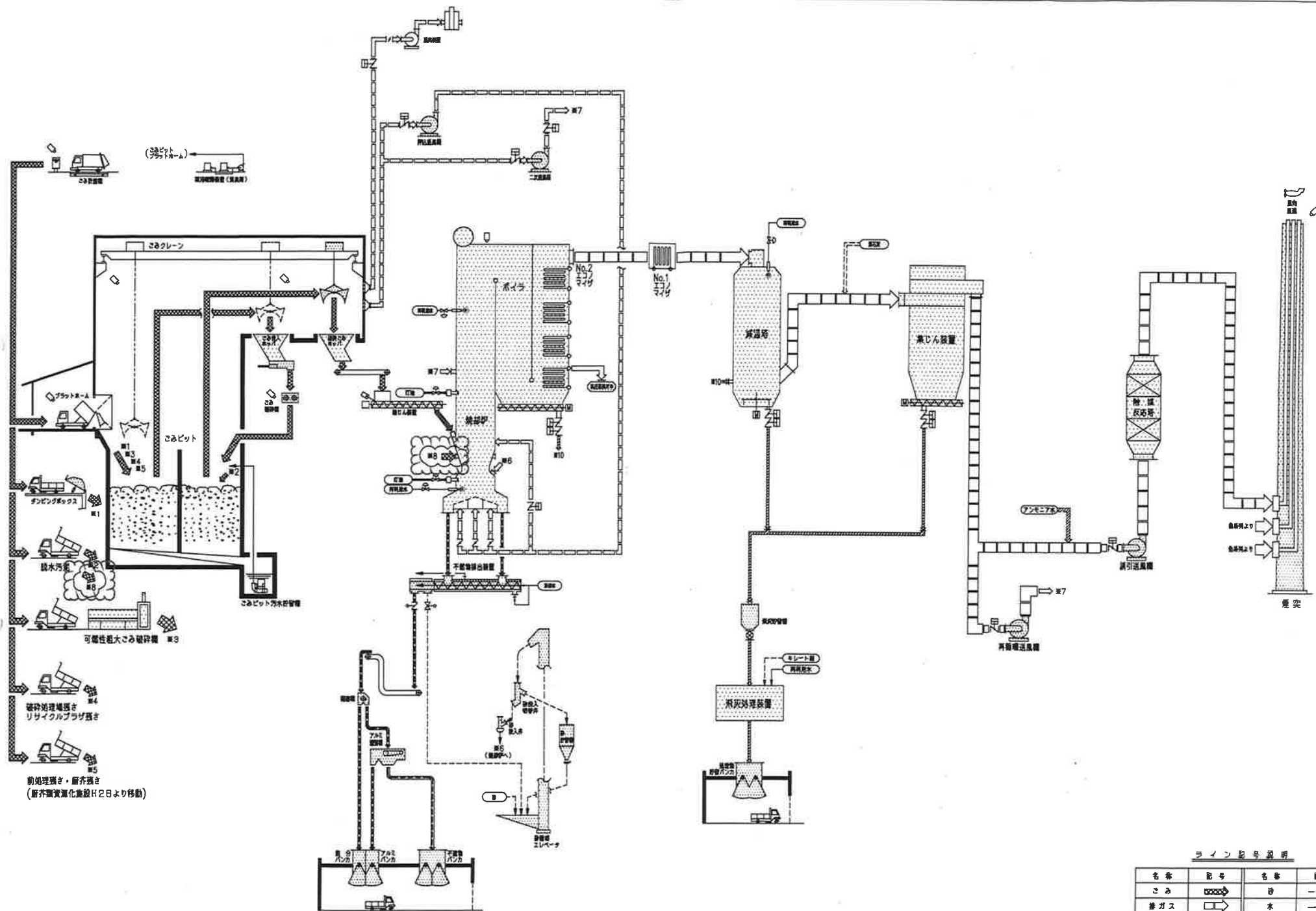
	振 動			※
	8:00～19:00	70デシベル以下	70デシベル以下	
	19:00～ 8:00	65デシベル以下	65デシベル以下	

※悪臭・騒音・振動については試運転時にその性能を確認済です。

残 さ 物 の 処 分 方 法	残さ物	処 分 方 法	処分予定地
	流動飛灰	還元溶融方式	中央電気工業、中部リサイクル、メルテック
	炉下不燃物	還元溶融方式	中央電気工業
	炉下金属	マテリアルリサイクル方式	神鋼商事

(3) 廃棄物の搬出入に関する事項

搬出入時間	搬入時間 7:00～18:00（いずれも12:00～13:00は除く）
	搬出時間 同上
搬出入方法	パッカー車、ダンプ車、アームロール車、平ボディ車、自家用車



ライン記号説明

名称	記号	名称	記号
ごみ	→	排ガス	→
排ガス	→	水	→
循環空気	→	灯油	→
不燃物・スラグ	→	灰石灰	→
灰灰	→	アンモニア水	→

一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5)

項目	基 準	当該施設における対応
(1)	施設へのごみの投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	中央制御室にて投入量を監視し適正な燃焼制御を行います。
(2) イ	ピット・クレーン方式によって燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合すること。	ごみはごみクレーンの手動・自動運転により積替及び投入を自動で行い、均一に混合、投入を行います。
(2) ロ	燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。ただし、第4条第1項第7号イの環境大臣が定める焼却施設にあっては、この限りでない。	外気と遮断された状態で、定量ずつ連続的にごみを燃焼室に投入することができる二軸スクリー式給じん装置を設けています。
(2) ハ	燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏 800 度以上に保つこと。	ごみの投入量、燃焼空気量、燃焼空気温度の調整及び、助燃装置を使用することで、炉内温度を 800 度以上に保ちます。
(2) ニ	焼却灰の熱しゃく減量が 10 パーセント以下になるように焼却すること。ただし、焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないよう使用する場合にあっては、この限りではない。	焼却灰の熱しゃく減量が 10 パーセント以下になるように焼却します。 分析方法は、「昭 52.11.4 環整第 95 号厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知」によるごみ質の分析方法及び焼却灰の熱しゃく減量の測定方法に準じたものとします。
(2) ホ	運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。	助燃バーナ及び再燃バーナを設け、燃焼ガスの温度を速やかに上昇させます。
(2) ヘ	運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと。	助燃バーナ及び再燃バーナを設け、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くします。
(2) ト	燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	燃焼室内に熱電対を設け燃焼ガス温度を連続測定しデータローガー装置にてデータを記録します。
(2) チ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏 200 度以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏 200 度以下に冷却することができる場合にあっては、この限りでない。	集じん器入口に設置する減温塔での噴霧水量の調整により、200 度以下に冷却します。

項目	基 準	当該施設における対応
(2) リ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度（ただし書の場合にあっては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録すること。	ろ過式集じん装置入口部に熱電対を設け、集じん器入口温度を連続測定し、データーロガー装置にてデータを記録します。
(2) ヌ	冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。	冷却設備はスートブロワ（蒸気式および圧力波式）により除去し、排ガス処理設備についてはパルスエアーにて逆洗を行いばいじんを除去します。
(2) ル	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が100万分の100以下となるようにごみを焼却すること。ただし、煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の発生抑制のための燃焼に係る維持管理の指標として一酸化炭素濃度を用いることが適切でないものとして環境大臣が定める焼却施設であって、当該排ガス中のダイオキシン類の濃度を、3月に1回以上測定し、かつ、記録するものにあっては、この限りでない。	適切な燃焼空気量の調整を行い、一酸化炭素濃度を30ppm以下にて運転します。
(2) ヲ	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	煙突入口部に一酸化炭素濃度計測器を設け、排ガス濃度を連続測定し、データーロガー装置にてデータを記録します。
(2) ワ	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が別表第2の上欄に掲げる燃焼室の処理能力に応じて同表の下欄に定める濃度以下となるようにごみを焼却すること。	ろ過式集じん器を設け0.1ng-TEQ/m ³ (NTP) 以下とします。
(2) カ	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年1回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係わるものに限る。）を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。	硫黄酸化物：6回／年炉 ばいじん、窒素酸化物、塩化水素：2回／年炉 排ガス（ダイオキシン）：1回／年炉 の測定を行い、記録します。
(2) ヨ	排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	排ガス中のばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素の各濃度計により監視し、基準値以下で運転します。

項目	基 準	当該施設における対応
(2) タ	煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	該当無し。
(2) レ	ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。ただし、第4条第1項第7号チのただし書にあっては、この限りでない。	焼却灰は不燃物搬送コンベヤにて不燃物貯留バンカに移送し貯留します。 ばいじんは飛灰処理設備にて加湿処理後、処理物貯留バンカに貯留します。いずれも別施設にて溶融・焼成処理を行います。
(2) ソ	ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあっては、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと。	該当無し。
(2) ツ	ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあっては、焼成炉中の温度を摂氏1,000度以上に保つとともに、焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	該当無し。
(2) ネ	ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。	重金属安定化剤及び水と併せて均一に混合し、安定化処理を行なう混練装置を設けています。
(2) ナ ～ ケ	固形化燃料の受入設備にあっては、(中略) 必要な措置を講ずること。 以下省略	該当無し。
(2) フ	火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。	消防法に基づく火災報知設備、消火設備等を設け、ごみピットでは、赤外線式火災検知装置にて事前検知し、消火設備として緊急消火用放水銃を設けます。
(3)	ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設にあっては、次のとおりとする。	該当無し。
(3) イ	ガス化改質方式の焼却施設にあっては、前号レからフまでの規定の例によるほか、次のとおりとする。 以下省略	該当無し。

項目	基 準	当該施設における対応
(3) □	電気炉等を用いた焼却施設にあっては、前号ワ、ヨ、タ及びソからフまでの規定の例によるほか、次のとおりとする。 以下省略	該当無し。
(4)	ばいじん又は焼却灰の処理施設にあっては第 2 号ヨ、ソ、ツ及びネの規定の例による。	該当無し。
(5)	高速堆肥化処理施設にあっては、発酵槽の内部を発酵に適した状態に保つように温度及び空気量を調整すること。	該当無し。
(6)	破碎施設にあっては、次のとおりとする。 以下省略	該当無し。
(7)	ごみ運搬用パイプライン施設にあっては、次のとおりとする。 以下省略	該当無し。
(8)	選別施設にあっては、選別によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。	該当無し。
(9)	固形燃料化施設にあっては、第 2 号ヨ及びフの規定の例によるほか、次のとおりとする。 以下省略	該当無し。
(10)	ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。	プラットホームにエアカーテンを設け、ごみの搬入、搬出時の臭気の発散を防ぎます。ごみピットの臭気は押込送風機及び二次送風機にて焼却炉内に吹き込み燃焼脱臭処理を行います。ごみ投入扉を設け、プラットホームへのごみ投入に際して、ごみの飛散を防止しています。
(11)	蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。	日常清掃を実施することにより、構内の清潔を保ちます。

項目	基 準	当該施設における対応
(12)	著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	誘引通風機や押込送風機、蒸気タービン等の騒音及び振動を発生することが予想される機器は吸音材等にて施工された防音室内に納め、遮音処理を行ないます。また蒸気タービンは独立基礎とし、防振対策を行います。共振、サージング等を起こさせないレベルで機器を運用します。日々の点検において異常な振動がないか注意します。
(13)	施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとする。	施設からの排水は生活排水及び洗車排水のみであります。プラント起因の排水はすべて施設内にて再利用します。
(14)	前各号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、定期的に機能検査並びにばい煙及び水質に関する検査を行うこと。	必要となる検査及び法定点検を適正に実施すると共に定期的に炉を停止し、各機器の点検整備を行います。ばい煙、水質に関する検査も定期的に行います。
(15)	市町村は、その設置に係る施設の維持管理を自ら行うこと。	市の責任にて維持管理を行います。
(16)	施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存すること。	施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の点検記録票等を作成し、3年間保存します。